

一般社団法人長井市スポーツ協会表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人長井市スポーツ協会規約4条に基づき、体育・スポーツに関する表彰を行うため必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 本会は、本市体育・スポーツの普及と振興に関し、次条各号のいずれかに該当すると認められた個人又は団体を表彰する。

(表彰の種別及び内容)

第3条 表彰の種別及び内容は、次のとおりとする。

(1) 殊 勲 賞

(ア) 県大会で優勝したもの、またはこれに準ずるもの

(イ) 東北大会で優勝したもの、またはこれに準ずるもの

(ウ) 全国大会で入賞したもの

(エ) 日本を代表して国際競技に参加したもの

(2) 功 労 賞

体育・スポーツの普及振興に多大の業績をあげ、その功労の顕著なもの

(3) 指導功績賞

体育・スポーツの指導者として日常活動に精励し、その功績が特に顕著なもの

(4) 感 謝 状

体育・スポーツの普及振興に物心両面にわたり尽力され、感謝の意を表したいもの

(5) 奨 励 賞

生活スポーツで他の模範であるもの

(候補者の推薦)

第4条 加盟団体または事務局は、前条に規定する各賞の候補者及び団体について、本会に推薦するものとする。

(候補者の選考及び決定)

第5条 推薦された候補者及び団体については、本会常任理事会において選考のうえ決定する。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、毎年定期又は必要と認めたときに表彰状を授与して行う。

2 前条の表彰には、副賞をあわせて授与することができる。

(規程の変更)

第7条 本規程及び施行細則は、理事会の承認を得て変更することができる。

附 則

本規程は、昭和37年4月 1日より施行する。

本規程は、昭和55年8月 7日より施行する。

本規程は、昭和62年4月 1日より施行する。

本規程は、平成 6 年4月 1日より施行する。

本規程は、平成15年4月23日より施行する。

【施行細則】

この細則は、一般社団法人長井市スポーツ協会表彰規程の施行について必要な事項を定める。

1. 殊 勲 賞

(1) 県大会の範囲

- ① 国民体育大会山形予選大会
- ② 山形県選手権大会
- ③ 山形県高等学校総合体育大会
- ④ 山形県高等学校新人体育大会
- ⑤ 山形県中学校総合体育大会
- ⑥ 山形県中学校新人体育大会
- ⑦ (財)山形県スポーツ協会に加盟する各競技団体が主催する権威ある大会

(2) 東北大会の範囲

上記1項の上位大会をさす。

(3) 全国大会の範囲

上記1項並びに2項の上位大会をさす。

(4) 日本代表の内容

全国高校生の代表として米国や韓国に遠征試合することをも含む。

(5) (ア)の準ずるものとは、第2位のものをさす。

(イ)の準ずるものとは、第2位・第3位のものをさす。

(ウ)の入賞したものは、第1位から第8位のものをさす。

2. 功 労 賞

(1) 学識経験者として、本市体育・スポーツの振興に特に貢献のあったもので、

50歳以上のもの

(2) 15年以上同一団体に活躍し、幹部又は指導者として力のあったもので、

50歳以上のもの

(3) 本市または地区住民の体育・スポーツ振興に貢献のあったもの

3. 指導功績賞

県競技大会において、個人・団体を通算3回以上優勝させた監督・指導者

4. 受賞回数

殊勲賞を除き1回のみであるが、異なった受賞は重賞を妨げない。ただし、殊勲賞は同一年度、同一レベルの大会では1回の表彰とする。